

サービス統計・企業統計部会の審議状況について（報告） （港湾調査）

1 部会の開催状況等

港湾調査（以下「本調査」という。）の変更に係る部会審議は3回を予定しており、これまで2回（平成26年5月29日及び同6月12日）開催され、今後、1回（平成26年7月3日）の開催を予定している。

平成26年7月14日に開催予定の統計委員会において答申を予定している。

2 部会における主な議論等

（1）調査方法の変更（オンライン調査の導入）

今回、本調査の調査方法について、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）において、オンライン調査の推進を図ることとされていることを踏まえ、従来の調査員調査に加え、調査員と報告者間において、パスワードを付与する等のセキュリティに係る確保策を講じた上で電子メールによるオンライン調査を新たに導入することとしている。

これについては、報告者の負担軽減や利便性の向上を図ることが可能となり、調査員^{（注）}の集計事務の効率化等にも資するものであることから、部会として適当であると判断した。

ただし、今後、本調査におけるオンライン調査の推進・定着を図っていくため、以下の取組を行うことが必要であるとされた。

- ① 本調査は従来から1枚の調査票について調査員が複数の異なる報告者からの回答を得て当該調査票を作成し集計を行うといったケースが見られる等の特殊性を有しており、国土交通省は、都道府県等の経由機関、調査員及び報告者に対し、オンライン調査に係る協力依頼とともに周知・広報に積極的に取り組むこと。
- ② 調査員が所属する港湾管理者は、本調査における船舶と報告者との間の関連情報等を長年蓄積しており、国土交通省は、これらの情報について各港湾管理者の実態を踏まえたデータベース化による管理を図り、船舶入港時の船名等の情報から報告者を抽出・選定し、電子メールによる調査票情報のオンライン報告を求めるといった一連の調査業務の定型化（ルーチン化）に積極的に取り組むこと。

（注）調査内容の専門性等から、調査員の大半は港湾管理者である地方公共団体の職員である。

（2）前回答申における今後の課題への対応（行政記録情報等の一層の活用）

前回答申において、関税法（昭和29年法律第61号）に基づく輸出入申告に係る情報（以下「輸出入申告情報」という。）の活用について、港湾関連手続の電子化の更なる進展状況等を踏まえ、その活用港湾の拡大を図るなど、行政記録情報等の一層の活用について検討を行う必要があるとの指摘がなされている。

本調査の集計等に当たって、NACCS^{（注）}により提供している報告者（船舶運航事業者等）の輸出入申告情報を活用するには、報告者から事前に同意書を取得する必要がある中で、前回諮問時、同情報が活用されている5港湾（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港）において、同意書を取得している事業者数は88事業者にとどまっていた。

（注）NACCS（Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System：輸出入・港湾関連情報処理システム）とは、国際貿易における、通関及び輸入の際の関税の納付などを効率的に処理することを目的に構築された、税関官署、運輸業者、通関業者、倉庫業者、航空会社、船会社、船舶代理店、金融機関等の相互をつなぐ電子的情報通信システムである。

このため、国土交通省は、全ての港湾管理者を対象として開催している「基幹統計調査『港湾調査』に関する打合せ会議」（以下「打合せ会議」という。）等の場を通じて、輸出入申告情報の活用の働きかけを積極的に行うとともに、輸出入申告データの活用港湾で構成されている「港湾調査電子化システム促進協議会」にも参画し、活用促進に向けた改善方策の検討や協力依頼を行った結果、同意書を取得している事業者は前回答申時の88事業者から100事業者に増加しており、輸出入申告情報の活用の促進が図られるとともに、報告者負担の軽減及び調査事務の効率化等にも寄与したものと考えられることから、部会としておおむね適当であると判断した。

ただし、今後、同意書を取得する事業者数の更なる増加を図る観点から、NACCSに参加する船舶運航事業者等から輸出入申告情報を港湾調査に使用することに同意を得る仕組みについて、現行の同意書を個別に取得する方法から、NACCSに参加する船舶運航事業者等の全てから効率的かつ効果的に同意が得られる方法に変更するなど、輸出入申告情報のより一層の活用に向けた取組を検討することが必要であるとされた。

また、港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく入出港届に係る情報（以下「入出港届情報」という。）について、その活用状況を確認したところ、調査対象港湾全体で約40%（甲種港湾：約60%、乙種港湾：約35%）にとどまっているため、国土交通省は、上記の打合せ会議等の場を通じて、入出港届情報の活用の働きかけを行うとともに、各港湾における活用状況を詳細に把握・分析し、今後の活用の余地を検討し、更なる活用の向上を図っていくことが必要であるとされた。

(参考)

港湾調査の変更に係る部会審議経過及び今後の予定

審議事項等	5月29日 (第1回目)	6月12日 (第2回目)	7月3日 (第3回目)
諮問の概要に関する説明	●		
前回部会審議に係る宿題等		●	●
1 港湾調査(基幹統計調査)の変更 ① 報告を求める者	●		
② 集計事項		●	
③ 調査方法(オンライン調査の導入)	● (一部宿題)		
2 前回答申における今後の課題への対応 ① 調査対象港湾の定期的な見直し ② 行政記録情報等の一層の活用	●		
3 その他		●	
答申(案)			●